

## 生活見守りセンサー利用承諾書

王寺町長 殿

私は、生活見守りセンサーの利用を申込みにあたり、次の事項を承諾します。

### （概要）

1. 生活見守りセンサーは、一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを目的とするものではありません。また、緊急通報装置の利用をせずに、生活見守りセンサーのみの利用はできません。

### （生活見守りセンサーの取り付け・取り外し）

2. 生活見守りセンサーを取り付ける際に、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること、及び撤去時の原状回復について、町及び委託事業者へ責めを一切請求しません。

### （合鍵の預託）

3. 生活見守りセンサーを利用する場合は、合鍵を委託事業者に預けます。
4. 委託事業者が合鍵を利用するのは、次の場合です。
  - (1) 緊急通報装置からの緊急通報があり、解錠が必要な場合
  - (2) 生活見守りセンサーで24時間動きを感知しなかった場合で解錠が必要な場合
  - (3) 目視等により自宅内で倒れていることが明らかであり、町や消防署から解錠依頼があった場合
5. 緊急通報装置及び生活見守りセンサーからの通報以外では、利用者本人からの依頼であっても、合鍵での解錠はできません。

### （安否確認）

6. 生活見守りセンサーは、センサーの前を利用者が最後に通過後、24時間動きを感知しなかった場合に、委託事業者の受信センターに通報します。そのため、夜間（深夜）であっても、利用者本人、緊急連絡先、協力員の順に、安否確認のための電話連絡があります。
7. 電話連絡で安否確認ができなかったときは、夜間（深夜）であっても、委託事業者の出動員が駆け付け、合鍵で解錠し安否確認を行います。その際、委託事業者や消防署関係機関が利用者宅に立ち入ります。

8. 鍵相違や鍵チェーン等、合鍵で解錠できず、利用者本人、緊急連絡先、協力員のいずれにも連絡がつかない場合、消防署へ通報し、安否確認を行います。その際、鍵破壊等を行うことがあります。

(不在時の連絡)

9. 24時間以上不在となる場合は、緊急通報装置の相談ボタンより不在連絡をします。帰宅時にも相談ボタンより帰宅連絡をします。

(緊急連絡先及び協力員への説明)

10. 緊急連絡先及び協力員には、利用者又はご家族より事前に説明し、昼夜問わず電話連絡があるかもしれないことの下承を得ることを承諾します。

(変更の届出)

11. 次のいずれかに該当するときは、速やかに町に届出します。
- (1) 氏名・住所・電話番号の変更があったとき。
  - (2) 届出の緊急連絡先や協力員の変更があったとき。
  - (3) 自宅の鍵を取り換えたとき。
  - (4) 施設入所や長期入院などにより、生活見守りセンサーを必要としなくなったとき。

(合鍵の返却)

12. 生活見守りセンサーを撤去するときは、町又は委託事業者が私や私の家族等へ合鍵を返却することを承諾します。合鍵の返却ができない場合は、町が判断し処分することを承諾します。

承諾日：令和            年            月            日

利用者氏名： \_\_\_\_\_

(代筆者氏名： \_\_\_\_\_)